

民生課からのお知らせ

所得を申告してください

平成26年度分の国民健康保険税は、平成25年度中の所得で決まります。受付期間中に申告ください。

平成25年中に所得が無かった場合でも、無かったことをお知らせください。保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額医療費の自己負担限度額判定などのために必要となります。申告されないとい保険税の軽減も受けられません。

- ①村への住民税の申告をした人。
- ②村への公的年金など支払報告書を出した人。
- ③村へ勤務先から給与支払報告書が提出されている人。
- ④税務署へ所得税の確定申告をした人。

必要なもの 印鑑
 受付期間 5月7日(水)～23日(金)
 受付場所 企画財政課税政係、各支所

問い合わせ 民生課保険係
 ☎(5)0243内線109

狂犬病予防注射のお知らせ

新島村では下記の日程で、狂犬病予防注射を実施します。犬の飼い主には、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。

飼い犬の登録をされている方

には、お知らせのハガキを送付いたしますので、必ずハガキを持参してお越し下さい。

また、犬の登録をされていない方も、会場で登録と注射ができますので、ぜひお越し下さい。

【式根島地区】

とき 5月14日(水)

場所 式根島支所

時間 9時～10時

【若郷地区】

とき 5月14日(水)

場所 若郷会館

時間 13時～14時

【本村地区】

とき 5月15日(木)

場所 大島支庁駐車場北側

時間 10時～12時

13時30分～15時30分

手数料

○予防注射代 3000円

○注射済票交付 550円

○新規登録 3000円

問い合わせ 民生課民生係

☎(5)0243(直通)

赤十字社員(会員)募集運動のお知らせ

今年も5月1日から31日までの間、「赤十字社員(会員)募集運動」が実施されます。「赤十字社員(会員)」とは、毎年継続して5000円以上の社費(会費)を日本赤十字社へご協力いただける方々のことです。

昨年は、465,104円の活動資金のご協力をいただき、

ありがとうございます。本年もこの運動期間中、皆さまのお宅に婦人会の方々が伺いますので、ご理解とご協力を心からお願いたします。

企画財政課からのお知らせ

平成26年度軽自動車税の減免申請について

5月の下旬に軽自動車税の納税通知書兼納付書を発送しますが、次のいずれかの要件に該当する場合は、申請手続きをすることにより軽自動車税が減免されます。

減免要件

- ・身体などに障害がある人などが所有する軽自動車等(障害の程度による)
- ・構造が専ら身体障害者等の利用のための軽自動車等
- ・公益のために直接専用する軽自動車等

申請期限 平成26年5月26日

申請場所 新島村役場税政係、各支所

必要なもの

- ・軽自動車税減免申請書(役場又は各支所にあります)
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳など各種手帳
- ・車検証
- ・運転免許証
- ・減免対象の軽自動車税の納付書
- ※身体障害などによる減免の場合、障害者1人につき「1台」

に限りません。

※減免が受けられる障害の種類・等級の範囲については、税政係までお問い合わせ下さい。

問い合わせ 企画財政課税政係

☎(5)0241(直通)

住民公聴会のお知らせ

村政に対する住民の皆さんのご要望、ご意見などをお聞きするため、新島村3地区にて住民公聴会を開催いたします。皆さん、ぜひご参加ください。

▼若郷地区

とき 5月19日(月)午後7時30分

場所 若郷会館3階大広間

▼本村地区

とき 6月2日(月)午後7時30分

場所 住民センター2階集会所

▼式根島地区

とき 6月3日(火)午後7時30分

場所 式根島開発総合センター

問い合わせ 企画調整室

☎(5)0204内線203

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事

を積極的に行なっていますので、是非ご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。か、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

詳細

裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>
 裁判員制度ウェブサイト
<http://www.saiiban.in.courts.go.jp/>

島しょ法律相談

島しょに居住されている方を対象として、法律相談(電話相談)を実施しています。完全予約制で相談料は無料です。

予約方法

相談を希望される方は、予め第二東京弁護士会法律相談センターに電話予約して下さい。

相談日

半期ごとに定めることとしますが、原則第4週の金曜日とします。

受付時間

平日9時15分～17時15分(相談日の前日15時までに電話連絡してください)

予約・問い合わせ先

第二東京弁護士会法律相談課
 ☎03(3592)1855

東京都からのお知らせ

■都市計画の原案への公述申出と公聴会について

対象計画案 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画案の縦覧・申出書の配布場所 東京都都市整備局都市計画課または、関係区市町村都市計画主管課（及び島しょ支庁各土木課）
縦覧期間 5月16日から同月30日まで
公述の申出 区域内に在住か計画案に利害関係のある方は、公述ができます。（一人10分以内）

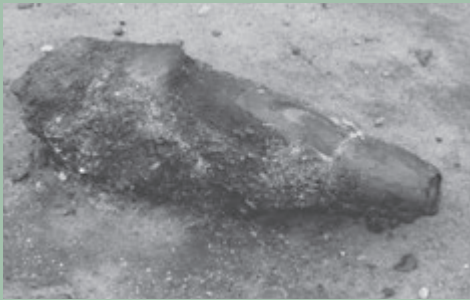
公述申出書を5月16日から同月30日（必着）までにご提出ください。
問い合わせ・提出先
 〒163-8001
 東京都都市整備局都市計画課
 ☎03(5388)3225
 島しょ地域については支庁各土木課になります。

公聴会の傍聴 当日先着100人程度（会場により異なる）

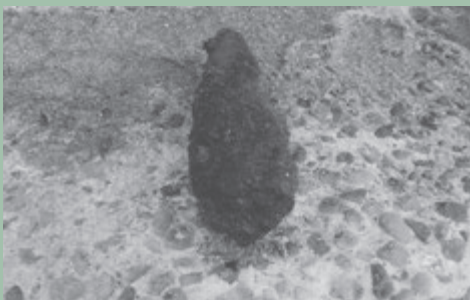
【公聴会開催会場】

月	日	時間	開催会場
6月	23	13時	立川市女性総合センター
	24	13時	東京都庁都民ホール
	25	13時	調布市文化会館たづくり
	26	13時	小平市福祉会館
	27	19時	東京都庁都民ホール
	30	19時	大島町開発総合センター
7月	1	19時	三宅村役場臨時庁舎
	2	19時	神津生きがい健康センター
	3	19時	新島村住民センター
	9	19時	小笠原支庁母島出張所
	10	19時	小笠原村役場
	14	19時	八丈町商工会研修室

前浜海岸で砲弾発見



平成26年2月27日、新島前浜海岸内において砲弾が発見されました。砲弾は、長さ40cm、重さ18.4kgの金属製で、腐食し錆ついていた。このような、砲弾等が未だ未回収のまま海岸付近に存在することが考えられます。発見した際は、安易に触れることなく新島警察署へ通報するようにお願いします。



地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

4月より新しい主任児童委員が就任されました。本村4丁目3番9号
 ☎(5)0200
 前田 好真江
 任期は、平成26年4月1日から平成28年11月30日です。
民生委員・児童委員とは？
 民生委員・児童委員は、日々の暮らしの中で困ったり、悩んだりしたことを相談出来る方です。地域の住民の一員として、皆さんと一緒に生活しながら、皆さんの立場で心配事や困り事を解決するお手伝いをします。

子育てのこと、学校のこと、経済的なこと、なんでもかまいません。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

東京都島嶼町村一部事務組合・職員募集

職務内容 一般行政事務
受験資格 昭和54年4月2日〜平成3年4月1日までに生まれた方
採用人員 1人
試験日 一次（筆記）平成26年5月31日（土）

二次（面接）平成26年6月14日（土）

試験会場

一次（筆記）東京都立産業貿易センター（東京都港区海岸一―七―八）
 二次（面接）島嶼会館（東京都港区海岸一―四―十五）

採用年月日

平成26年7月1日
申込期限 5月20日

問い合わせ先

東京都島嶼町村一部事務組合
 ☎03(3432)4961
 担当 松日染(まつひら)

地質見学会
和田浜に小石の
ルーツを探る

平成26年度の地質の日は、本村前浜の北端部に広がる和田浜を訪れます。本村では昔、新鮮な小石や荒砂を庭に敷いたあとに浜へ戻したそうです。和田浜に打ち上げられた平たく丸い小石の名前を調べ、その供給源を探ります。また、砂浜を囲む複数の古い火山やハマヒルガオなどの海浜植物群落の観察も実施します。暖かい春の陽の下でワータ周辺を一緒に歩いてみませんか。

とき 5月17日(土)
午前9時30分～12時

集合 和田浜の村道北端
広場付近

案内者 磯部一洋

参加者 小学生以上

事前予約 不要

費用 無料

持ち物 筆記用具、飲料水

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.15

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

+:.:.:. *+:.:. .:.:.* *:..。○ ○。...:* *+:.:. .:.:.* *+:.:.:.*

5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月1日に発送されます。

お手元に届きましたら、**6月2日(月)まで**にお近くの金融機関等でお納めください。

+:.:.:. *+:.:. .:.:.* *:..。○ ○。...:* *+:.:. .:.:.* *+:.:.:.*

Q1 自動車税は誰が払うの？

平成26年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、**6月2日(月)まで**平成26年度分の減免申請の受付を行っています。

平成25年台風26号により被災した自動車について

<事故車申立はお済みですか？>

災害が原因で自動車を使用できなくなり、解体した場合、減額の申立をすると、り災日の翌月分から自動車税が減額されます。

平成25年台風26号により被災した自動車については、平成25年11月分から減額となり、既に納めている方は、還付となります。申立書のみで、申立できますので、手続きがお済みでない方は、大島支庁総務課税務係までお越しください。

※ 詳しくは、支庁総務課税務係又は東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へご相談、お問い合わせください。また、軽自動車に関するお問い合わせは村役場へお願いします。

改正道路交通法が、6月1日から施行されます

免許更新時等自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの「質問票」を提出



虚偽記載は罰則あり

一定の病気を理由に免許を取り消された方が同一免許を再取得する場合



運転免許試験の一部免除

一定の病気等に該当する疑いがあると認められる場合



免許効力の停止

医師が一定の病気等に該当すると認知した場合



医師による任意の届出

免許の取消処分を受けずに免許を失効させた方が免許を再取得する場合



取消処分者講習の受講が必要

※ 「一定の病気」とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気として政令で定めるものをいう。

※お問い合わせ 警視庁運転免許本部 ☎03-6717-3137 (代表)